

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都あきる野市瀬戸四七六番地、最後の住所東京都青梅市友田町三丁目三二番地のクリオ青梅番館三〇七号

被相続人 亡 浦野 一夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十年五月十五日

東京都立川市曙町二丁目三番一五号住
金立川ビル四階西東京共同法律事務所
相続財産管理人 弁護士 岡垣 豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市地蔵堂木町二丁目二八二番地、最後の住所東京都八王子市長沼町一三四番地一九九 被相続人 亡 田村 キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十年五月十五日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三
井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人 弁護士 古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄上郡中井町井ノ口三八二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 川口伊佐雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十年五月十五日

事務所神奈川県小田原市本町一丁目四番七
号朝日生命小田原ビル四〇二
相続財産管理人 弁護士 長谷川 浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市利屋町四四番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 大鋳 ムツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十年五月十五日

富山県射水市中村二九番地三三
相続財産管理人 米山 邦雄
相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市掛塚八八八番地、最後の住所静岡県磐田市掛塚八八八番地

被相続人 亡 稲勝 哲夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十年五月十五日

静岡県浜松市中区栄町二番地
相続財産管理人 弁護士 村松奈緒美
相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市五月丘三丁目六番地、最後の住所堺市西区山田二丁目一八三番地三九

被相続人 亡 山上 和俊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十年五月十五日

堺市堺区北瓦町一丁目三番二号明紀ビル二階
相続財産管理人 弁護士 赤澤 博之
相続債権者受遺者への請求申出の催告

平成二十年五月十五日

兵庫県丹波市水上町新郷二二四八番地一
相続財産管理人 泉 源太郎
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑後市大字山ノ井八〇三番地四、最後の住所福岡県筑後市大字山ノ井七七八番地二一九産ビル六階

平成二十年五月十五日

福岡県大牟田市不知火町一―一二三階
相続財産管理人 岡田 武志
無縁墳墓等改葬公告

無縁墳墓等改葬公告

この度、適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地利用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十年五月十五日

静岡県清水区入江南町三―三
墳墓等所在地
一、墳墓等の名称 法岸寺墓地
二、死亡者の本籍及び氏名 石橋家
三、改葬を行うおととする者 静岡市清水区入江南町三―三三 宗教法人 法岸寺 代表役員 鶴岡 義昭

無縁墳墓等改葬公告

霊園整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十年五月十五日

山口県防府市惣社町一五七一
墳墓等所在地
一、墳墓等の名称 国分寺霊園
二、死亡者の本籍及び氏名 本籍・氏名不詳墓石多数

一、改葬を行うおととする者 山口県防府市国分寺町二番六七号 宗教法人国分寺 住職 福山秀道

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令(平成十九年内閣府・法務省令第五号)第二条第一項の規定により次のように公告します。

- 一、供託者の商号 ガートモア・アセットマネジメント株式会社
二、所在地 東京都千代田区有楽町一丁目5番1号
三、代表者の氏名 村松 隆志
四、営業所名 本店
五、取戻しをしようとする営業保証金の額 金二五、〇〇〇、〇〇〇円
六、右の者(登録番号関東財務局長九五九号、認可番号金融再生委員会第三三三号)の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十年十一月十七日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。
平成二十年五月十五日
東京都千代田区有楽町一丁目5番1号
ガートモア・アセットマネジメント株式会社
代表取締役 村松 隆志